

平成18年10月1日から 健康保険法等が改正され

# 患者さんの負担額が変わります

## 1. 70歳以上の高齢者の窓口負担割合が変わります。

現役並みの所得を有する  
高齢者の窓口負担割合

2割 3割

[現役並み所得者となる基準]

課税所得 145万円以上(月収28万円以上) 及び  
収入 高齢者複数世帯 520万円以上  
高齢者単身世帯 383万円以上

公的年金等控除等の見直しに伴う現役並み所得者の経過措置

公的年金等控除や老年者控除の見直しにより、現役並み所得者となる70歳以上の高齢者の方々については、平成18年8月から(\*)最大2年間、月ごとの自己負担限度額は、現役並みよりも低い「一般」の額が適用されます。

[経過措置の対象となる方の一部負担金等]

窓口負担割合 3割 外来限度額 12,000円 自己負担限度額 44,400円

(\*) 健康保険・船員保険等においては  
平成18年9月から

## 2. 1ヶ月当たりの自己負担限度額が変わります。

一部負担金については、以下の額を超えた額が、申請により、保険者又は市町村から払い戻されます。

### 70歳未満の方

1ヶ月当たりの自己負担限度額	
上位所得者 (月収56万円以上) (*)	139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1% < 77,700円 >
一般	72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1% < 40,200円 >
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 < 24,600円 >

(\*) 国民健康保険においては年間所得670万円超

改正後

1ヶ月当たりの自己負担限度額	
上位所得者( ) (月収53万円以上) (*)	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% < 83,400円 >
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 44,400円 >
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 < 24,600円 >

(\*) 国民健康保険においては年間所得600万円超

人工透析を要する70歳未満の上位所得者については、  
1ヶ月当たりの自己負担限度額は1万円から2万円に変わります。

### 70歳以上の方

		外来 (個人ごと)	1ヶ月当たりの自己負担限度額
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)(*)	40,200円	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1% < 40,200円 >	
一般	12,000円	40,200円	
低所得者 (住民税非課税) (年金収入80万円以下等)	8,000円	24,600円 15,000円	

(\*) 健康保険・船員保険等においては、月収28万円以上

改正後

		外来 (個人ごと)	1ヶ月当たりの自己負担限度額
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)(*)	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 44,400円 >	
一般	12,000円	44,400円	
低所得者 (住民税非課税) (年金収入80万円以下等)	8,000円	24,600円 15,000円	

(\*) 健康保険・船員保険等においては、月収28万円以上

(注) < >内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

詳しくは、御加入の医療保険の保険者(老人保健はお住まいの市町村)までお問い合わせください。

平成18年8月

厚生労働省・日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会